

令和2年度第1回八千代市環境審議会会議録

日時	令和2年8月7日(金) 午前9時30分～午前11時20分	場所	八千代市上下水道局 2階 会議室
議題	<p>1 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八千代市環境基本条例の一部を改正する条例(案)について ・(仮称)八千代市環境保全条例(案)について ・八千代市第3次環境保全計画について <p>3 その他</p>		
出席者	<p>小倉 久子 (学識経験者：千葉県環境研究センター元水質環境研究室長)</p> <p>谷合 哲行 (学識経験者：千葉工業大学先進工学部教育センター准教授)</p> <p>馬上 丈司 (学識経験者：千葉エコ・エネルギー株式会社代表取締役社長)</p> <p>楠田 隆 (学識経験者：千葉県環境研究センター元地質環境研究室長)</p> <p>大味 実枝子 (事業者代表：八千代商工会議所女性会理事)</p> <p>間野 恵一 (事業者代表：八千代市農業委員会委員)</p> <p>高橋 聡 (事業者代表：八千代市工場協議会会員)</p> <p>矢野 良明 (市民)</p> <p>松尾 千鶴子 (市民)</p> <p>近野 俊幸 (市民)</p> <p>岡田 拓也 (市民)</p> <p style="text-align: right;">以上11名</p>		
公開又は 非公開の別	公開		
傍聴者	傍聴2名(定員3名)		
事務局	<p>石川経済環境部長</p> <p>環境保全課 6名</p> <p>(小林環境保全課長, 日下主査, 竹内主査, 石崎主査, 横井主任技師, 大山主任主事)</p>		

小林環境保全課長：会議成立の報告

石川経済環境部長：挨拶

自己紹介

小林環境保全課長：会長・副会長の選出について

谷合委員：小倉委員を会長に推薦

異議なしの声あり

小林環境保全課長：小倉委員を会長に決定

矢野委員：谷合委員を副会長に推薦

異議なしの声あり

小林環境保全課長：谷合委員を副会長に決定

小倉議長：会長就任の挨拶

谷合委員：副会長就任の挨拶

小倉議長：会議録の作成方法については、要点記録方式でお願いしたい。署名人については、矢野委員と大味委員にお願いしたい。

今回、報告事項が3点ある。八千代市環境基本条例の一部を改正する条例（案）について、（仮称）八千代市環境保全条例（案）について、八千代市第3次環境保全計画について一括説明ということでよいか。

石崎主査：当初は8月にパブリックコメントを実施する予定だったが、庁内からの指摘を踏まえて先に千葉地方検察庁と罰則の協議を行うこととなったため、協議が整い次第、パブリックコメントを行う予定。今後のスケジュールについて紹介をさせていただく。

八千代市環境基本条例の一部を改正する条例（案）及び（仮称）八千代市環境保全条例（案）の制定に係るスケジュールについて、資料に沿って説明

小倉議長：皆様からのご質問を願う。

馬上委員：2つの条例について、名称含めてわかりづらい。並立したときに市民はこの2つの条例の違いがわかるのか。混乱しそうだというのが率直な感想。どちらかにまとめてしまったほうが市民に対してもわかりやすいと思うし、説明を聞いていても内容がクロスするところが出てきているのが気になっている。

基本条例は残り、保全条例は新たに公害防止条例から名前を変えて残す理由を考えるとおそらく政策課題が違うからだろうと思うが、市が今抱えている政策課題に対処するために一体何を制定されるのかというところは、別途資料か何かでまとめていただいたほうが、他の委員の皆様も理解が進むのではないか。

矢野委員：基本条例と保全条例は同等というよりも、基本条例が上にくるという認識でよいか。

石崎主査：はい。

楠田委員：矢野さんがおっしゃったように、環境基本条例は環境基本法にあたるようなものだと思う。

岡田委員：公害防止条例は環境保全条例に名称が変わって、これまでに存在していた公害防止条例の施行規則は並行して改正されていくということによいか。

石崎主査：はい。

岡田委員：それについての具体的な提案については今回出されていないということか。

石崎主査：規則そのものについては審議会において諮る対象とはしていない。

谷合委員：ここ数年の動きで、エコアクション21に則った施策をしているという話もあるが、これとは別に第2次環境保全計画から引っ張っている部分や公害防止条例で関わってくる部分などがあるが、新しい基本計画になったときに、エコアクション21との関わりについてはどうなっていくのか。

竹内主査：そこについてはもう1つあとの、第3次環境保全計画でお話させていただく予定ではあったが、今のところエコアクションであるとか計画が他にも存在し、それらを発展的に統合させて新たな基本計画とさせていく形で考えてい

る。ある程度一元管理ということ想定している。

谷合委員：エコアクション21についても、今度の基本計画の中には位置づけられるという形か。

竹内主査：エコアクション21になるのかその他の手法になるのかも含めて、その要素は残すが、どんな形でやっていくか正直なところ検討中である。

谷合委員：なぜ、エコアクションの話が出てくるかという点、エコアクションについては数字が明確に出ている。

一方で環境行政に関わる数字は難しく、この数字はあちの書類などを見なければならぬことがなかなか評価を難しくしている。

もし今回の基本計画の中で関連する数字がひとまとめにできると、省エネに関わる数字であったりとか、再エネに関わる数字であったりとか、国が作成しているものであっても書類や機関がバラバラで大変見にくいのが、中規模な市町村であれば、そういう数字を一元化した書類をまとめて出すことによって、行政の数字を明確化ということができると思う。今複数の法律と複数の書類がバラバラに出回ってしまっているの、期間が短いまとめられるようにと思ってお話させていただいた。

矢野委員：スケジュールについて、条例はここに示されたとおりに思うが、環境基本計画をどういうタイミングでスタートさせて、いつぐらいに終わる予定なのか見えない。

竹内主査：先行してスケジュールの話をさせていただく。想定しているのは、基本計画に関しては現行の第2次環境保全計画が今年度いっぱい終了することから、今年度いっぱいかけて作ることを想定している。7月までプロポーザル方式で委託業者の選定を行っていた。そちらが7月末に最終的に決まったので、8月から3月末にかけて策定していくような予定でいる。

矢野委員：審議会として、計画を作り上げていくところに関わってくるのはどこか。たたき台ができてくるところとか。

竹内主査：あくまでも今日は報告ということで、計画をお話させていただくこととスケジュールをお話させていただくことを考えていた。これから作業を進めていくので、ある程度作業が進んだところでご審議いただいて、諮問・答申を考えている。

矢野委員：わかりました。できれば委員が集まらなければならないのはいつ頃かというところを、12月に（諮問・答申が）あるがそれ以外にどういうタイミングで何をやっていくのかというところを示していただければ助かる。

竹内主査：後ほどご説明させていただきます。

小倉議長：環境基本条例の改正と環境保全条例の制定について質問。環境保全条例には（仮称）とついていて、環境基本条例には（仮称）がついていない。環境基本条例はこの名称のまま、環境保全条例のほうはさっき馬上さんのご提案にもあったように名称を変えたりする余地があるという意味で（仮称）をつけているのか。

石崎主査：公害防止条例から名前が変わるため、まだ決定していない。

小倉議長：公害防止条例から環境保全条例に改正ではなく、新しく制定するということか。

石崎主査：全部改正になるのか新規制定になるかを庁内で協議をしている段階。

小倉議長：それについては環境審議会で議論することではないのか。お聞きしたかったのは、環境基本条例と（仮称）環境保全条例の骨子案についてご説明いただいたが、審議会として意見は言わせてもらえるかもしれないが、承認する場ではないということか。

石崎主査：条例の承認というよりも条例についてご意見をいただきたい。名称については千葉県や他市においてもやはり環境保全条例という名称を使っていることから、同じく環境保全条例という名前を使っていくことを考えている。

小倉議長：私を含めて、初めて目にすることですぐに理解できないので持ち帰って読ませていただきたい。それについて意見を事務局のほうにお出しするというプロセスは必要か。

石崎主査：後日、諮問・答申をさせていただく機会にご意見をいただければ、ただ、内容についてわかりにくいことがあれば随時ご連絡をいただきたい。

小倉議長：12月の諮問・答申はほとんどパブコメも終わって最終段階ということか。

石崎主査：そうです。

小倉議長：そこで正式に諮問ということになるのか。その前段で、何か審議会の役目は無いということか。

石崎主査：パブコメの終わった最後の段階でパブコメの結果を取りまとめて、皆様に案をお送りするので、案について揉んでいただきたい。

谷合委員：気が付いた範囲で新しい保全条例の中で抜けていると感じているものがいくつかある。まず冒頭でもお話させていただいたが、ここ10年くらいの間に八千代市は急激に宅地化が進んでいると思う。都市型の農地の保護や里山の保護みたいな話がエコアクションの中には書かれているが、環境保全条例の中に位置づけられていない感じがする。おそらく5章の良好な生活環境の保持の中に含まれてくると思っているが、明文化されていない。これだけ都市化して宅地化してくると、公園や緑地帯、街路樹みたいなものは公共的なところでの唯一の緑地になってくると思うので、そういう緑化推進みたいなものも「八千代市の環境」で毎年ページを割いて報告されているため、新しい保全条例の中で明確に位置づけられたほうがよいのでは。

これまではずっと省エネという話は出てきていたが、エコアクション21の中でも創エネや新しい再生可能エネルギーに対する助成金を市としてつけている。おそらく次のステップでは創エネも地域の独立した電源需要として出てくる。自分の会社でソーラーパネルをつけている事業者がたくさんいるが、災害時にも非常用電源や場合によって地域の非常時の電源として使えるという位置づけもされていて大変注目されている。地域の自立した電源に市として助成金をつけてやっているのだから、その話もどこかで位置づけられると思っているが、それが見えない。

明確に文言になっていない部分がいくつかありそうなので、庁内調整中かもしれないが、そういうところも盛り込んでいただくと助かる。他部署でやっていて拾い切れていないのかもしれないが、今度の保全条例や基本計画が統合的なものになってきたときには含まれて然るべき内容かと思う。

小倉議長：提案というかお願いというか。皆さんからの意見もできるだけ早い段階で取り込んでほしい。正式に99%できあがったものを見せていただいて承認する前に、今の段階で意見を出させていただいてそれを取り込んで作っていただければ。質問なり意見を出す期間を、例えば8月いっぱいとか区切っていただいて、それぞれメールなどで意見を出すというチャンスをいただければありがたい。みなさんいかがでしょうか。

賛成の声あり

楠田委員：いいと思う。確認だが、公害防止条例の名前を変えて環境保全条例としますという話で、それに伴って整合性が取れる形で整理していきますという話でよいか。公害防止条例は廃止するのか。

石崎主査：廃止します。

楠田委員：それに伴って前のものを引き継いでいくが、環境保全条例に係る調整をしてということでよいか。

石崎主査：公害防止条例をそのまま引き継ぐというわけではなくて、新たな生活環境の保持や、地球環境の保全に関する項目を取り込んで作っていかうと考えている。

楠田委員：わかりました。

松尾委員：現在、環境が破壊されていっているが、環境保全課だけで動くのではなく、公園緑地課も一緒になって作っていただかないと、ちぐはぐなものができるのではないかと。例えば、村上緑地公園などカサブランカのような花をいきなり植えるのではなく、公園の中にある花をというようなやり方で自然を守っていただきたい。環境保全課でやっているかもしれないが、ほたるの里は人工的に作ったところ。自然にいるほたるをなぜ保全していただけないのか。人工物にお金をかけるのならば、もう少し元々ある自然の保全にお金をかけてほしい。自然エネルギーも、太陽光発電でも若い農家の方に大いに補助金を出してあげて、農地と太陽光発電パネル設置地をシェアできるようになれば。

小倉議長：委員の皆様からのご意見をというところだが、松尾委員のような市民感覚の意見・課題、特に5章などは行政のほうから見えない可能性があるのも市民・素人感覚で意見をたくさん出してもらえればいいものができると思う。

谷合委員：これまでの審議会の中でも何回か出ている、工業団地の地下水汚染の問題は結局抜本的な対策はされず残っているのか。それともあらかじめ決着はついていて、次の環境基本計画には盛り込まないのか。

石崎主査：汚染地区については市内10数ヶ所残っている。引き続き、計画のほうでも対応していく形になる。

谷合委員：工業団地と住宅地が昔以上に隣接してきているので工業団地の地下水汚染が住宅地にも波及してしまうおそれがある。今まで封じ込めをしてきているので生活環境に影響を及ぼすというのはそれほどないと思うが、全くないとも言い切れない。八千代市は小さいながらも工業団地を抱えており、見えにくい公害である土壌汚染は気づいたときには大ごとになり、飲料水に影響してしまうこともあるので、4章のどこかに地下水汚染対策があつて然るべきでは。

小倉議長：4章には書かれていないが、大きな括りでは地下水は公共用水域の中に入っているかと思う。

谷合委員：上下水道・公共用水の話は今の4章の中に見当たらなかった。地下水の水位の低下とかは3ページの真ん中にはあるが、土壌汚染は別括りではないか。

小倉議長：この部分は昭和47年にはなく、典型7公害の時代とは様変わりしているので、時代に合わせて追加してもらえれば。

楠田委員：八千代市は地下水汚染もかなりあるが、精力的に対応している。水質汚濁防止法の中に地下水汚染の問題があるが、法律に基づいて汚染者を特定しなければならずそれが大変。見つけたところで事業者への指導も難しい。県の施策と整合性を取ってやってもらうしかない。法律の下でやっているので、整合性を取っているということであれば条例に盛り込まなくてもよいのでは。

谷合委員：毎年「八千代市の環境」の中では地下水汚染に関して10ページ近く割いて報告しており、しっかり押さえられているという様子が見られる。測るほうから見てもしっかり測れており、押さえ込みもできている。これだけ工業団地も抱えている中で、しっかりやられているところは宣伝していいと思う。工業団地もしっかり対策をされてきている。

高橋委員：宅地化がだいぶ進み、我々の事業所の周りにも宅地が入ってきているので、5章の良好な生活環境の保持等のところに入れたほうがいいと感じた。時代の流れから事業者としては避けられないと感じている。

谷合委員：工業団地としての環境保全計画は持っているか。

高橋委員：個別の事業者任せられている。工業団地としては特にやっていない。

矢野委員：事務局に伺いたいが、スケジュールのほうで千葉地方検察庁との協議が長期に渡っている。罰則のところだと思うが、全体の協議の中に入ってくるのか。検察の意見を受けて今までの議論が戻るようなことも考えられるのか。

石崎主査：検察庁には条例案全てを提出するが、協議の中心的な部分としては罰則の部分と思われる。

矢野委員：市としては細かなところも協議の対象になるわけか。

石崎主査：まだ協議も始まっていないので詳しくはわからない。

矢野委員：その後、パブリックコメントだが、どういうところまで煮詰めて公に意見を求める予定か。

石崎主査：考えているのは検察庁との協議の目処がおおむねつき次第。

矢野委員：たたき台について意見を求めるのか、大まかなところで意見を求めるのか。

石崎主査：条例案についてかなり細かいところまで見ていくのは大変なので、骨子案について意見を求める予定。

矢野委員：条例案として文言を固めるのはいつぐらいか。

石崎主査：12月くらい。

矢野委員：12月の審議会のときには条文案としての審議になるのか。

石崎主査：そう考えている。

矢野委員：そうすると、そこで意見が出てもほとんど手がつけられなくなるのか。

小倉議長：それで先ほど早い段階で（意見を出す機会を）と提案させていただいた。

矢野委員：早めにみなさんが集まって意見を固めていかないと後で手戻りになるのではないか。

小林環境保全課長：例えば、11月には検察庁との協議を終えてパブリックコメントの実施を予定しているが、その前の10月末あたりに、ある程度条例案の最終

版ではないが、そういったものを委員のみなさまに資料か何か送付して、意見を伺うような場を設けるように考えている。

小倉議長：事務局のほうで色々尊重していただけるということだったので、そういったスケジュールの修正も含めていかがでしょうか。

矢野委員：国際的にも話題になっているSDGsを取り込んだものを。今後10年20年使う条例なり基本計画になるので、整合を取った形にしていければ。SDGsの項目の約3から4分の1は環境に関連するものなので、八千代市もその流れに沿って条例の改正や計画の作成に持っていければ。

楠田委員：揚水量の測定をしないものについては罰則があり、県の条例でも報告をしなければならぬとあるが、市のほうでも19平方センチメートル以上のものを測定させているということなのか。対象は6平方センチメートルなのか。

石崎主査：6平方センチメートルを超えるものについて規制をかけている。県の条例では農業や工業など用途を絞った形で規制をかけているため、県の条例以外のものについて対象としている。測定の義務は、県と同様19平方センチメートルを予定している。

竹内主査：第3次環境保全計画について説明させていただく。

◆第3次環境保全計画について説明

- ・平成23年に八千代市第2次環境保全計画を策定し、計画から10年ということで今年度で満了になる。
- ・この10年間に国内外の社会情勢の変化など環境行政を取り巻く状況も大きく変化していることから、今後本市の目指す環境の将来図・目標について再検討したうえで環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために八千代市第3次環境保全計画を策定したいと考えている。
- ・条例が認められたら八千代市第3次環境保全計画を環境基本計画に変えるイメージ。今日は便宜上、八千代市第3次環境保全計画とさせていただく。
- ・今までは、第2次環境保全計画に代わる谷津里山計画や地球温暖化対策の実行計画など環境に関する計画が様々あった。全て今年度で終わりになることから、今後については個々には策定せず、要素を盛り込んだうえで新たな第3次環境保全計画に統合することを今の段階では考えている。
- ・計画の期間としては令和3年度から令和12年度までの10年間を想定している。
- ・地球温暖化対策に関しては、ここ10年で新たに問題が発生していることから、SDGsに関する位置づけなど新たな要素も取り込んでいけるように進めていく。
- ・スケジュールについては策定に関する支援業務委託を行う業者選定を進め、7月末

に正式契約したので、8月から実際の業務に入る予定。8月9月は基礎調査など、10月11月で目標や施策などの計画、年末までにある程度の草案を作ったうえで1月2月にパブリックコメントを行い、2月3月に最終的な調整を行う予定。

- ・審議会にお諮りする時期については条例の進み具合とこちらの進捗状況の兼ね合いがあるが、計画に関してはパブリックコメントの関係もあるので、その前に一度は何かしらの報告や審議は考えている。

小倉議長：ありがとうございます。スケジュールの報告に関していかがでしょうか。

近野委員：どこまでが決定事項で、どこを議論するのが見えない。

岡田委員：草案ができてパブリックコメントが出される前に何らかの報告をもらえるとありがたい。

小倉議長：条例のほうは国の上位の法律など縛りがあるが、環境保全計画は市民の声を反映できるものにしなければならない。コロナウイルスの状況によっては難しいかもしれないが、具体的な提案として、個別のメールでの提出ではなく、集まって意見を出せる場を設定いただきたい。また、その際には事前に資料を送付いただきたい。そうしないと効率的に意見も出せないと思う。

大味委員：第2次計画が終わって、第3次計画には里山や温暖化のことは個別には盛り込まず、統合的に入れていくという話だが、市民からすると、計画名に里山や温暖化のことが含まれていないため、盛り込まれていないと思ってしまう。わかりやすい組み立てをしてもらいたい。

小倉議長：別々にあるとわかりやすいということはあるが、縦割りになってしまって、今の時代1つの部署で全部解決するというのは難しい時代なので、できるだけシンプルに生かせる形にするために統合するほうがよいと個人的には思っている。ただ、市民に対してわかりやすくというのは大前提である。

間野委員：会議前に資料を用意していただき、わからないところなど事務局に確認しながら臨めれば少しは発言もできる。

松尾委員：レジ袋やポリ製品について。八千代市は清掃センターの炉がよくなり一緒に捨てているが、店によっては食品トレーなどを回収している。先日テレビで、プラスチックは燃やして粉じんになってもマイクロプラスチックになって肺に入り、蓄積されると人体にもよくない、海の中でも魚が食べてよくないとあったので、ポリ製品の扱い方をどこかで明記してほしい。八千代市全

体でも減らすという運動をしてほしい。今テイクアウトの増加によりごみの量が増えており、そのことも考えてもらえたら。

小倉議長：今の時代に策定するもので、プラスチックのことに言及しない計画はありえないと思うので、新しいことを積極的に取り込んで作っていただきたい。

楠田委員：家庭内でもきちんと分別作業をして。分ければ資源、混ぜればごみである。そういうのを伝えていくのも必要ではないか。

松尾委員：ペットボトルはすごい量。旅行していても世界は日本ほど自販機がない。八千代市だけの話ではないが、全体的にポリ製品を減らす形をとっていく運動にしてほしい。

小倉議長：ごみの計画だけの話ではなく、温暖化や生態系にも関係するので、環境保全計画として大きな視野で総合的に取り組んでほしい。

大味委員：昔はブリキのバケツだったものなどが、プラスチックが取って代わり、軽くて便利でこれは素晴らしいと思っていたが、ここへ来てどうしようと考えることになってしまった。その時その時は便利に感じていたが、これをどのように変えていくのか考えていかなければならない。

近野委員：分別回収をどこまでやるかという問題、自治体によってだいぶ違う。量販店やスーパーでの回収が一部でしかされておらず、もっときちんと回収をしたほうがよいと思う。

小倉議長：国のほうでもプラスチックごみの分別回収の動きが出ているので、時々刻々と情勢は変わっていると思うが、今のような話もみんな実行するのは市民。昔の公害の時代のように悪い工場を規制して改善すれば解決するという問題ではなく、市民一人ひとりの暮らし方に関する考え方を変えなければならぬ時代になってきたので、環境保全計画を大きく変えなければ意味がない。変えるというのは、より市民にわかりやすい計画でなければならぬ。ぜひ八千代市は全国に先駆けて市民のための計画を作っていただけたら。

谷合委員：市内に農業もあれば企業もあり、いろんな立場の人が市内で生活している。もちろんそれは市民が主体であることには間違いないが、事業者や農業者も同じ市内で同じように活動していてそれぞれに背景を持っている。そういう人たちを巻き込んでいく意味で審議会は重要な役割となる。農業には農業なりの環境対策があるし、企業には企業なりの取組があると思

う。今まで行政がそれらを取り込めておらず，市民が取り残されていた。市民の声が審議会の中を通して実際の政策に繋がっていきるとよりよい形になると思う。

楠田委員：分別の話について，ものを作るときに，最終的にはどういった形になり分解されるかということを念頭に置いて作っていただければと思う。分別する市民の側も含めてきちんと考えていかなければならないのでは。

矢野委員：第2次保全計画のP D C Aサイクルに環境審議会以外に環境保全計画推進会議，環境問題連絡会議があるが，これは第3次保全計画でも同じように運営されるのか。

石崎主査：環境保全計画推進会議については以前監査からも審議会の役割と推進会議の役割が似ているのではないかという指摘があり，見直し，環境保全計画推進会議は廃止した。
環境問題連絡会議は庁内会議となっている。

小倉議長：他に無いようなので，事務局にお返しする。

小林環境保全課長：次回の審議会の開催は現状定まっていないので，わかり次第また皆様にご報告させていただく。委員の皆様にご意見をいただいたご意見・ご提案については条例改正，計画策定作業の早い段階で取り込んで，パブリックコメントの前にお示しできるように，また資料については事前に送付できるように努めたい。